

ヘイトスピーチ審査会からの答申の概要 (ヘイトスピーチ該当性等に係る答申)

1 ヘイトスピーチと認定した表現活動（案件番号「平 28-21」）

- (1) 平成 28 年 9 月に大阪市内で行われた街宣活動（一次表現）
- (2) 上記の音声ファイルをインターネット上に掲載していた行為（二次表現）

2 関係人から意見等について

(1) 申出人

意見書の提出はなかったが、申立に基づき口頭意見聴取を行った。

(2) 表現活動者

意見書の提出はなかったが、申立に基づき、口頭意見聴取の機会を付与した。

意見陳述者による録音を禁止する旨の注意事項を事前に表現活動者に通知していたところであるが、聴取当日、表現活動者からは、録音禁止の注意事項には従えず、録音を認めるようにとの申出があった。この申出に対し、審査会の調査審議手続を非公開としている条例第 9 条第 6 項本文の趣旨に基づき、同録音は認められない旨を伝えたところ、表現活動者は口頭での意見を述べずに会場から退出した。

3 条例第 5 条第 1 項各号該当性（5 条該当性）について

当該街宣活動（一次表現）は、実施場所が大阪市内である旨の表現活動者の発言が確認できること、投稿説明文に大阪市内で街宣活動を行った旨の記載があること等を総合的に判断すれば、**大阪市内で行われたものであると認められる。（条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当する。）**

また、当該街宣活動（一次表現）が後述 4 (1) のとおりヘイトスピーチに該当し、その音声ファイルのインターネット上への掲載（二次表現）は、後述 4 (2) のとおりその内容を**大阪市内に拡散するものである。（条例第 5 条第 1 項第 2 号イに該当する。）**

4 ヘイトスピーチ該当性（2 条該当性）について

(1) 街宣活動（一次表現）のヘイトスピーチ該当性

①目的性（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）

- ・ 在日韓国・朝鮮人を社会から排除する
- ・ 在日韓国・朝鮮人の基本的人権を制限する
- ・ 在日韓国・朝鮮人を指して危険である旨の発言が繰り返されるなど差別意識を
あおる

②態様（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）

- ・ 在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑・誹謗する
- ・ 在日韓国・朝鮮人の集住地区において、拡声器を用いて行われる等、相当数の

者に脅威を感じさせる

③方法（不特定多数性）（条例第2条第1項第3号関係）

- ・ 不特定多数が往来する公共の場所で行われた

⇒以上から、**街宣活動（一次表現）はヘイトスピーチに該当すると認定**

(2)音声データのインターネット掲載（二次表現）のヘイトスピーチ該当性

①目的性（条例第2条第1項第1号関係）

- ・ 一次表現の目的と同様

②態様（条例第2条第1項第2号関係）

- ・ 一次表現と同様に、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するもの
- ・ インターネット上で公開され続けることにより、在日韓国・朝鮮人の相当数の者に繰り返し脅威を惹起させるとともに、同類の新たな表現活動の発生等の脅威を感じさせる

③方法（不特定多数性）（条例第2条第1項第3号関係）

- ・ インターネット上で公開されていた

⇒以上から、**音声データのインターネット掲載（二次表現）はヘイトスピーチに該当すると認定**

(参考) 答申に至る経過

平成 28 年度 平 28-21

年 月 日	経 過
平成 28 年 12 月 19 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
平成 28 年 12 月 19 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 2 月 14 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 2 月 16 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 3 月 16 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 4 月 20 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 5 月 18 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 7 月 13 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 8 月 31 日	申出人口頭意見陳述、調査審議（論点整理）
平成 31 年 1 月 28 日	調査審議（論点整理）
平成 31 年 2 月 18 日	調査審議（論点整理）
平成 31 年 3 月 18 日	調査審議（論点整理）
平成 31 年 4 月 22 日	表現活動者口頭意見聴取機会付与、 調査審議（論点整理）
令和 元年 5 月 20 日	調査審議（答申案）
令和 元年 6 月 24 日	調査審議（答申案）
令和 元年 7 月 1 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）